

加算の届出に係る添付書類一覧(地域密着型サービス)

北区福祉部介護保険課事業者支援係 令和8年9月

加算算定の届出においては、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の提出のほか、下記の表のとおり添付資料を提出してください。

※添付書類の提出がない場合や、加算要件を満たしていないと区が判断した場合は、算定が認められないことがあります。

※区が必要と判断した場合は、下記以外の算定の根拠となる資料の提出を求めることがあります。

地域密着型通所介護		
加算の種類	添付書類	添付書類の内容
職員の欠員による減算の状況	－	通常は「1 なし」となりますが、職員配置が基準を下回る場合は介護保険課までご連絡ください
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	要	①感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 届出様式 ②利用延人員数計算シート
時間延長サービス体制 (9時間以上を算定する場合のみ)	要	①従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(加算の算定を開始する月のもの) ※延長サービスの対応を行う職員の配置状況がわかるもの ②運営規程(延長時間の記載確認)
共生型サービスの提供 (生活介護事業所)	不要	指定生活介護事業所が共生型地密通所介護を行う場合「あり」となる。7%減算請求。
共生型サービスの提供 (自立訓練事業所)	不要	指定自立訓練事業所が共生型地密通所介護を行う場合「あり」となる。5%減算請求。
共生型サービスの提供 (児童発達支援事業所)	不要	指定児童発達支援事業所が共生型地密通所介護を行う場合「あり」となる。10%減算請求。
共生型サービスの提供 (放課後等デイサービス事業所)	不要	指定放課後等デイサービス事業所が共生型地密通所介護を行う場合「あり」となる。10%減算請求。
生活相談員等配置加算 (共生型サービスの提供「あり」の場合のみ)	要	別紙21及び次の書類 ①生活相談員の要件が確認できる資格証 ②従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(加算の算定を開始する月のもの)
入浴介助加算(Ⅰ)(Ⅱ)	要	①浴室平面図 ②入浴設備写真 ③研修の実施計画書(研修の対象者、内容、実施時期がわかるもの)(任意様式)
中重度者ケア体制加算 (共生型サービスの提供「あり」場合は算定不可)	要	別紙22・別紙22-2及び次の書類 ①従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(前年分の実績(3月を除く)) ②看護職員の資格証
重度者ケア体制加算 (療養通所介護事業所のみ)	要	①従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(加算の算定を開始する月のもの) ②看護職員の資格証 ③算定要件に該当する研修の修了証の写し
生活機能向上連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)	要	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所、リハビリテーションを実施している医療提供施設と連携していることが分かる契約書等(協定を含む)の写し
個別機能訓練体制(Ⅰ)イ・ロ(Ⅱ)	要	①従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(加算の算定を開始する月のもの) ②機能訓練指導員を行う者の資格者証の写し ※(Ⅱ)を算定する場合はLIFEを「あり」にする
ADL維持等加算[申出]の有無	不要	※LIFEを「あり」にする
認知症加算 (共生型サービスの提供「あり」場合は算定不可)	要	別紙23・別紙23-2及び次の書類 ①従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(加算の算定を開始する月のもの) ②認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修のいずれかの修了証の写し
若年性認知症利用者受入加算 (認知症加算を算定している場合は算定不可)	不要	
栄養アセスメント・栄養改善体制	要	①従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(加算の算定を開始する月のもの) ②管理栄養士の資格者証の写し(管理栄養士が外部連携配置の場合は、外部と連携していることがわかる契約書・協定等の写し)
口腔機能向上加算(Ⅰ)(Ⅱ)	要	①従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(加算の算定を開始する月のもの) ②言語聴覚士・歯科衛生士又は看護職員の資格者証の写し ※(Ⅱ)を算定する場合はLIFEを「あり」にする
科学的介護推進体制加算	不要	※LIFEを「あり」にする
サービス提供体制強化加算	加算Ⅰ	要 別紙14-3及び次の書類 ①「参考計算書(B)介護福祉士の割合の計算用」または「参考計算書(C)継続勤務職員の割合の計算用」 ②資格者証の写し ③勤続年数要件による算定の場合は勤続年数がわかる書類(在職証明、労働契約書の写し(署名捺印がある部分含む)等) ※算定の根拠となる計算期間中の従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表の提出は必要ありませんが、事業所で適切に保管してください。区が必要があると判断した場合は、その提出を求めることがあります。
	加算Ⅱ	要 別紙14-3及び次の書類 ①「参考計算書(B)介護福祉士の割合の計算用」 ②資格証の写し ※算定の根拠となる計算期間中の従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表の提出は必要ありませんが、事業所で適切に保管してください。区が必要があると判断した場合は、その提出を求めることがあります。
	加算Ⅲ	要 別紙14-3及び次の書類 ※①～④の該当する書類のみ提出 ①参考計算書(B)介護福祉士の割合の計算用 ②参考計算書(C)継続勤務職員の割合の計算用 ③資格証の写し ④勤続年数がわかる書類(在職証明、労働契約書の写し(署名捺印がある部分含む)等)
介護職員等処遇改善加算	要	詳細は北区公式ウェブサイトより確認 https://www.city.kita.lg.jp/socialcare-health/nursing/1018286/1001868/1025657.html